

## 文化事業補助申請の手引き

文化事業補助の目的等は要覧に次の通り記載されています。

- 1 目的 県高文連加盟校における文化振興と活性化を図るため、各校の実施した文化事業に対して補助する。
- 2 補助対象の事業  
学校が学年単位以上で催す、学校外部の団体または個人を招聘して実施するもの及び生徒を引率して校外の文化施設等での演奏会等へ参加する経費を伴う事業。
  - ① 音楽、演劇、映画、展覧会等の鑑賞会。
  - ② 文化講演並びに文化事業としてみなした事業。
- 3 申請方法
  - ① 補助申請については、別紙申請書で申請する。  
ただし、年1回1文化事業とする。
  - ② **実施年度の12月28日までに申請**すること。
  - ③ 複数校で合同実施する場合は、各校の理事で申請すること。
  - ④ 提出先は、宮崎県高等学校文化連盟事務局（宮崎北高等学校内）とする。
- 4 決定通知 補助金をもって決定通知書にかえる。
- 5 補助対象額  
算定基礎額は生徒1人当たり15円とし、参加生徒数667人未満の場合は一律10,000円とする。ただし、必要経費が10,000円未満の場合は、その実費額とする。
- 6 その他 事業終了後、関係書類（要領又は案内等）を宮崎県高等学校文化連盟事務局に提出する。

### 申請までの流れ

対象事業の完了後

- ① 申請書（ダウンロード可）を記入し、学校にて起案、決裁を完了し、職印を押印する。  
※申請書に記載する口座名義は**正式名称を正確**に記載してください。
- ② 事業内容がわかる要領または案内等を添付する。（コピー可）
- ③ 事業経費がわかる決算書、領収書を添付する。（コピー可）
- ④ 上記①～③の書類を宮崎県高等学校文化連盟事務局に**郵送する**。
- ⑤ 高文連事務局で受付決済後、指定口座へ入金。  
入金後、該当校へ入金確認の連絡（FAX）をします。

### ※12月28日以降に事業計画がある場合

高文連事務局にお問い合わせください。